



# 全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター  
 発行責任者：岩橋 祐治  
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4  
 平和と労働センター・全労連会館6階  
 Tel (03) 5842 - 5601  
 Fax (03) 5842 - 5602  
 毎月1日発行  
 年額1,500円(送料込、会員は会費を含む)  
<http://www.inoken.gr.jp>

## 過労死ラインの容認、医師の「規制」先送りは許されない

### 過重労働と医師の働き方を考えるシンポジウム

9月9日、「過重労働と医師の働き方を考えるシンポジウム」が、全国医師ユニオン、東京過労死を考える家族の会、過労死弁護団の主催で開催されました。「働き方改革」の目玉とされている残業時間の上限規制。その内容が過労死容認の内容であることは広く批判されています。その上、過労死が多発している運輸、建設、医師の分野は「規制」が先送りです。シンポには、医師・医療関係者も多く参加し、厚生労働省の「医師の働き方改革検討会」への提言を目的として進められました。

シンポジストは5人。松丸正弁護士は、医師の過労死に関する包括的な発言、川人博弁護士は、開会あいさつと研修医の過労自殺裁判、斎藤裕弁護士は、新潟市民病院研修医の過労死事件について報告しました。また、中原のり子さんは過労死遺族の立場から、また植山直人医師は勤務医の立場から発言を行いました。

#### 「応召義務」は組織体制の問題

シンポを通じての報告内容から共通のテーマ、問題意識をまとめてみます。

##### 1、勤務医の労働者性について

勤務医の労働者性はすでに判例上でも確定している。従って労基法、労安法の適用を受けるし「36協定の適用除外業務」とならない。

##### 2、勤務医の長時間労働の実態～過労死ラインをはるかに超える36協定

##### 3、労働時間の的確な把握の欠落～宿直・オンコールの労働時間としての評価

医師の労働時間が適切に把握・管理できておらず、膨大な賃金不払いが発生している。「宿直」(当直とは日直と宿直を含む表現)は労働時間として判断されている(奈良県立病院判決＝大阪高裁)。オンコールも同様に労働時間として評価すべき。

##### 4、医師法の「応召義務」について

過重負荷労働は医療事故にもつながる。医師法19条で定める応召義務(診療に従事する医師は、診療



治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければこれを拒んではならない)については「必要なのは患者の医療を受ける権利を守ること」であり、組織的体制の問題であり医師個人に帰することではない。19条は廃止すべきとの意見が出されました。

#### 医師は絶対不足

今、すぐ取り組むべき事項としては、①労基法遵守、②36協定に関する実態調査、③労働時間の適正管理・把握、④休日の取得の徹底、⑤「医師の働き方改革検討会」への意見・要求の反映などがあげられました。また、根本的な改善に向けては①日本は医師が絶対的に不足しており、医師養成を促進する、②過重労働規制の法制度の確立、③過重労働を「肯定」する社会的風土の一掃等があげられています。

シンポに参加し、このままでは日本の医療は崩壊の危機に陥るのではとの危機の念を抱きました。

(東京センター 色部 祐)

#### 〈今月号の記事〉

|                            |      |
|----------------------------|------|
| 労働法制中央連絡会総会/全国一斉労働相談ホットライン | 2面   |
| アスベスト規制強化で懇談/提訴促す通知        | 3面   |
| 各地・各団体のとりくみ                | 4～6面 |
| 過労死防止シンポ開催予定               | 6面   |
| 「貧困と格差問題」学習会、私の健康法(5)      | 7面   |
| 平成28年労働安全衛生調査の概要           | 8面   |

## 「働き方改悪」はノー 労働法制中央連絡会2017年度総会開催

労働法制中央連絡会は9月22日、議員会館内で2017年度総会と「STOP!安倍『働き方改革』!ディーセントワークの確立を求める決起集会」を開催しました。63人が参加し、安倍「働き方改悪」をストップさせるため奮闘していくことを意思統一しました。柴田真佐子代表委員(婦団連会長)は開会あいさつで、「働き方改悪の問題点を訴えディーセントな働き方を訴えるチャンスにしよう」と呼びかけました。

### いのちは二度と戻らない

全国過労死を考える家族の会の寺西笑子代表が連帯あいさつ。「脳・心臓疾患の過労死の半数は、月100時間未満で起きている。80、100時間という規制がなされれば、労災認定の壁は高くなり、企業責任を問えなくなる危険性がある。過労死合法化を許さない。いのちは二度と戻らない」と訴えました。

続いて「『働き方改革』の現段階をどう評価するか」と題し、早稲田大学の浅倉むつ子教授が記念講演。「残業上限規制について、ワーク・ライフ・バランスを実現するための労働時間短縮には効果がないこと、長時間労働を助長するグレーゾーンが拡大するという逆効果があること、過労死認定裁判にも逆効果であること」などを指摘しました。

伊藤圭一事務局長(全労連常任幹事)が議案提案。情勢報告の後、「働き方改革」や労働政策・課



連帯あいさつする家族の会の寺西笑子代表

題の分析・検討、国会請願署名やネット署名の推進、10・25野音集会への結集、地方連絡会の活動強化などの取り組みを提起。「『働き方改革』一括法案」について、自由法曹団の鷲見賢一郎弁護士が批判しました。

### 100、80時間の上限規制は許せない

参加者から「人が死ぬことがわかっている時間を上限とすることは許せない。実態調査では、慢性疲労を感じている、薬を常用しているという人の割合が7割。医療の夜勤・交替制勤務ということを加味した規制が必要」(医労連)、「年末一時金と働き方改悪を位置づけストで決起する」(JMITU)、「キャラバンに働き方改悪を位置づけ10月2日に実施。ミニ学習会の開催、署名を持ち込みし懇談する」(秋田)などの発言がありました。

(全労連 高島牧子)

### 全労連 「なくせ! 過労死・長時間労働」全国いっせい労働相談ホットライン

電通やNHK、新国立競技場建設現場での過労自死事件などにみられるように、劣悪な働き方により、心身の健康を損なう人が後を絶ちません。しかし、政府は、必要な対策とは逆行する「働き方改革」関連法案を一括法案として国会に上程する準備を進めています。

全労連は、「働き方改悪」阻止の世論を広げるとともに、劣悪な労働環境におかれている労働者の悩みに応えるために10月13日、全国85ヵ所・電話125台・相談員200人規模の体制で、「なくせ! 過労死・長時間労働」全国いっせい労働相談ホットラインにとりくみ、180件の相談が寄せられました。

ホットラインに寄せられた相談のいくつかを紹介します。

◆強制された休日出勤にも過剰な残業を強いられ手当も付かない。このままでは死人が出ます。(山形)

◆製造から営業部門に異動したら残業が急増。休日

出勤もある。毎月100時間前後の時間外労働になるが、超過勤務手当が40時間分しか出ない(栃木: 40代・男性)

◆毎月80~90時間残業をしている。繁忙期は100時間を超える。労基署の是正指導があったが是正されない(群馬: 40代・男性)

◆トラックでの配送時に事故にあった。会社から代車料金の支払いを求められ、辞めたくても辞められない状態(千葉: 30代・男性)

また、改正労働契約法「無期雇用転換5年ルール」の施行から5年となる2018年4月を前に、法の趣旨を無視した「雇止め」の相談も寄せられました。

引き続き、「8時間働いたら帰る、暮らせるワークルールの実現」をめざし、広範な労働者の労働条件改善に奮闘していきます。

(全労連 溝口 耕二)

## アスベスト飛散防止は急務 規制強化を求めて国会議員と懇談

働くもののいのちと健康を守る全国センターでは、9月20日、国会内でアスベスト飛散防止に向けた政策実現のため、日本共産党国会議員団と懇談を行いました。

### 大気汚染防止法の改正

今回の要請の柱は、大気汚染防止法（大防法）の改正で、レベル3建材を、解体前の事前調査・届け出の対象とすることです。日本に輸入されたアスベストの約6割がレベル3建材に使用されたと言われ、熊本地震の際も自治体行政レベルでは、事前調査の対象としています。また、2016年に総務省から、「大防法におけるあり方も含めて検討」が勧告されていますが、環境省は検討会の場を非公開とし、対策を打ち出していません。早急に全国的な規制強化を行うための法整備の必要性を訴えました。

### 発注者責任強化のためにも補助制度の充実を

工事発注者にアスベストを排出する建材の有無を調査・確認することの責任について、罰則を設けることの必要性についても意見交換を行いました。2013年の大防法の改正により、届け出義務者が受注者から発注者に変更になりました。しかし、実際の届け出件数は変わっていません。対策強化の実効性があがっていないということです。田村智子参議院議員も「（アスベストの有無を）調査しない方が

責任を問われないということではいけない。もれなく調査することが求められ



ているが、その仕掛けがないことが問題」と指摘しました。また、倉林明子参議院議員からは「罰則規定の強化とともに、十分な活用しやすい補助制度が必要」との意見が出されました。

### アスベスト台帳作成は期限を切って

国土交通省関係では、「石綿建材調査マニュアル」の対象にレベル3建材を含めること、あらためてすべての建物を対象としたアスベスト台帳を期限を切って作成することを強調しました。

改めて問題になった公営住宅のアスベスト飛散問題についても、必要な調査が全く進んでいないことが懇談の中で明らかになりました。吹き付けアスベストが使用された公営住宅は約2万3千戸と報道されています。調査の規模と方法を早急に詰めていくことが必要です。

深刻なアスベスト被害防止のために、進んだ欧米の対策を含め、学習や懇談を継続していくことを確認しました。

(全国センター 岡村やよい)

## 厚労省 泉南アスベスト提訴促す通知を送付

厚生労働省は10月2日、アスベストを扱う工場で働いて健康被害を受け、国家賠償を受けることができる可能性のある約2300人に対して、国賠訴訟を促す通知を送ると発表。まず、労災認定され、各労働局で名前や住所が判明している756人に送付しました。送付先は34都道府県に及んでいます。

対象者への直接送付は、2014年の泉南アスベスト国賠訴訟の最高裁判決で確定した国の責任を果たす一環として、各地の「いの健」センター、じん肺キャラバン、弁護士などが強く求めていたものです。しかし、佐賀県労働局以外の各県労働局は、「厚労省の指示がないとできない」と実施せず。5月9日に全国センターが厚労省に要請し、その後、倉林明子参議院議員の厚生労働委員会の質問に、大臣が送付を約束しました。

厚労省によると、対象の詳細は、

- ①1958年5月～71年4月にアスベスト工場で働き、中皮腫、石綿肺、肺癌などのアスベスト関連疾患で労災認定された人（1,356人）
- ②石綿によるじん肺管理区分決定者（管理2～4）で、同期間アスベスト工場で働いた人（958人）、としています。

厚労省は、順次連絡先を調べ送付していくとしています。損害賠償の請求権には時効があります。徹底した周知が緊急の課題です。



## 各地・各団体のとりくみ

自治  
労連

### 残業なしの働き方をめざして

第16回労働安全衛生活動交流集会

東京自治労連は、9月2日、板橋グリーンホールにて第16回労働安全衛生活動交流集会を開催し、全都から延べ180人が参加しました。

開会あいさつに立った、堀内集会実行委員長は、「サービス残業強要の温床となる超勤時間の自己申告制や上司からの圧力による過少申告の強要により、自死や過労死が相次いでいるが、自治体職場もよく似た状況。長時間労働の掃・人員増は、職場の待ったなしの願いであり、労働組合への期待と役割が求められている」と述べました。

続いて、水村集会事務局長が基調報告として、取り組みの特徴と今後の活動の重点について報告。特に、公務職場の不払い残業を一扫するために、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を活用した取り組みを強め、すべての単組・局支部で定期的な職場訪問活動を行うことを提起しました。

記念講演では、夏目坂診療所産業健康支援センターの阿部眞雄所長が、「長時間労働と健康」と題して労働安全衛生委員会の役割を解説しました。「現実の業務量を無視した残業禁止令やフェイク長時間

## 第16回労働安全衛生活動交流集会



対策はパワハラと同じ。ワークライフバランスを実現し、労働時間以外の良質な時間の確保をつくっていきましょう」と呼びかけました（写真）。

午後からは基礎講座など5つの分科会を行いました。現業分科会では、働く者のいのちと健康を守る千葉県センターの中林副理事長が助言者となり、現業職場独自の労安活動や重点課題を講話しました。

後半は、「安全衛生委員会」をテーマに、ワークショップを実施。職種は違うものの、職場環境や業務による問題点は共通しており、問題の分析や改善策について活発な意見交換が行われました。

（東京自治労連 「機関紙」より転載）

神奈川

### なぜ仕事で死ななければならないのか

過労死・過労自殺問題交流集会

神奈川センターは、9月30日に、過労死・過労自殺問題交流集会を開催し、24人が参加（写真）。

全労働神奈川支部の高山博光氏が「過労死・過労自殺を生まない社会づくりをめざして～本当に求められる"働き方改革"と労働時間法制の課題～」と題して講演。労働基準法違反で監督指導した病院と運送会社の過労死事件から長時間労働の実態を報告しました。高山氏は「労基法を守らない企業が多い。企業は実態をつかんでいない。なぜ仕事で人間が死ななければならないのか。抜け道のない長時間労働を規制する労働法制の確立が必要」と訴えました。

続いて、長時間労働が原因の事案について報告がありました。グリーンディスプレイ青年過労事故死裁判の原告渡辺淳子氏は「息子は22時間連続徹夜勤務後の帰宅途中で事故で死亡。若者の悲劇を繰り返さないで欲しい」と訴えました。また、Aさんは小学校の教師だった娘さんの事案について「長時間労働が原因の脳内出血で左半身麻痺となった。労災



認定を受けるまで3年。学校現場の実態が理解されていない。教員の労働環境改善のために運動したい」と述べました。

首都圏建設アスベスト神奈川訴訟の原告高橋静男氏は「毎日苦しみながら裁判をたたかっている。10月には地裁と高裁で判決が出る。何としても勝利したい」と訴えました。県職労連の中川真紀氏は、業務過重からの頸肩腕障害の公務災害を3ヵ月で打ち切られ、療養補償打ち切りを不服とする裁判について報告しました。医労連・神障教組からも職場の実態が報告され、労災認定と職場改善の課題を深めました。

（神奈川センター 蓮池幸雄）

## 各地・各団体のとりくみ

京都

## 健康まで脅かされ危機的な状況

働き方を見直す京都集会

第13回「STOP! ザ働きすぎ! 働き方を見直す京都集会」が、9月23日ラポール京都で開催され115人が参加しました。同集会は京都総評、いの健京都センターなど5団体が呼びかけて実行委員会を構成して準備し、開催してきたものです(写真)。

午前中の全体会では、開会挨拶を梶川京都総評議長・実行委員長が行い、「安倍政権の働き方改革・労働法制改悪を阻止して、人間らしく働きのちと健康を守る闘いを一層進めよう」と呼びかけました。

記念講演「ストップ働きすぎ!今もとめられる『働き方改革』とは」は、伍賀一道氏(金沢大学名誉教授)。「アベノミクスは、5年たっても成果は上がらず、雇用も賃金も改善されず、大企業だけが潤うことになっている」と詳しく説明しました。さらに、「労働者の雇用は破壊され、いのちや健康まで脅かされ危機的な状況にある」と過労死の例を引きながら告発しました。

また、現状を変えていく具体的な方向と私たちの要求の正当性を説明。続けて、安倍政権の「働き方改革」について、法案の内容に触れて具体的に批判



しました。講演の結びに、AI時代の到来を見据えた時、最低所得補償制度と労働時間の抜本的短縮の取り組みが重要であると指摘し、安倍「働き方改革」は戦後の労働法の原則を大転回させるもので、衆議院選挙の争点にするべきだと結びました。

講演の後、特別報告として、「アスベスト被害を無くす闘い」(京建労)、「長時間労働との闘い」(京都府職労連)、「製造職場の労働安全衛生活動」(JMITU)「非正規労働者の直用化の闘い」(京都放送労組)の4組合から取り組みの報告がありました。

午後は、4分科会に分かれて、現場からの報告と交流が行われました。

(京都センター 新谷一男)

広島

## 組合活動の原点から職場を見直す

第14回総会

働くもののいのちと健康を守る広島県センターは、9月30日に第14回総会を行い53人が参加しました。1995年9月30日は、広島市オタフクソースで働く当時24歳の本谷公治さんが、仕事に疲れて命を絶った日です。いの健広島センターは、この日を忘れまいと、毎年9月30日に総会を開催しています。くしくも昨年12月に過労自殺した電通社員高橋まつりさんも24歳、1991年に過労自殺した電通社員大嶋一郎さんも24歳でした。若い労働者の命が粗末に扱われる日本社会、日本企業のありかたを根底から変えなければならないと考え、代々木病院精神科科長の天笠崇医師に「ストレスチェック時代のメンタルヘルス」と題して講演を頂きました。

天笠医師は、2つの電通事件に関わった経験から、「自殺のサインに気づくこと」が大事とし、職場での「メンタルヘルス教育」の重要性を強調しました。また、衛生委員会が職場環境改善の原動力になるとし、「職場復帰プログラムの中に職場状況の報告」を入れさせることの大切さを述べました。さらに、メ



ンタルヘルス研修制度や復職支援プログラムは労働組合の有無で実施状況が違うというデータを示し、労働組合の果たす役割を強調しました(写真)。

参加者からは、「実践に基づいた話が聞けて勉強になった。自分の職場にも多くの悩みを抱える者がいるので参考にしたい」「労働組合活動の原点にもどって職場を見直していきたいと思った」など、今後の活動に活かせる講演だったと好評でした。

また、総会では、安全衛生活動講座や労働局要請、いの健ウオーキングの取り組みなどが報告され、取り組みを発展させる方針、広島民医連佐々木敏哉会長が、いの健の新会長に就任するなどの役員体制が承認されました。(広島センター 門田勇人)



## 各地・各団体のとりくみ

化学  
一般継続した学習会で安心・安全の職場を  
関東地本労働安全衛生学習会

全関東地本は今年31回の総会を迎えます。発足当時から安全衛生活動を重視し、時々テーマで学習会を開催してきました。今年は、9月2日に港区立港勤労福祉会館にて、20余名の参加を得て学習会を行いました。

第1部のテーマは、弁護士<sup>まさし</sup>の穂積匡史氏による「長時間労働問題をどう考えるか」です(写真)。ヤマト運輸の問題で、自身が受けた相談を時系列で示し、争点を明確にしていきました。はじめに、横浜北労基署が残業代不払いと休憩不付与で是正勧告。その後、厚労省での記者会見はNHKも放映。国会でも取り上げられ、残業代未払い額は総額242億円と発表されました。佐川急便・日本郵便の値上げが発表されるなど、業界の過当競争が明らかにされました。

そして、講演は働き方改革・高度プロフェッショナル制度の問題点・残業代ゼロ法案とどう闘うかについて提起があり、「長時間労働をすることで、他の労働者の雇用を奪っている!？」と締めくくられました。参加者から、「自分の時間、いのちを守るためにも長時間労働の問題を一人ひとり、もっと重くとらえないといけない」(20歳代)、「話題になったヤマト運輸の件を取り上げて説明してもらい、非常に分かりやすかった」(20歳代)などの感想



が出されました。

2部は各労組から36協定を持ち寄り、実態を報告し合いました。「自社の36協定書を初めて見た。何となく知っていた程度なので、他社の協定も勉強になった」(40歳代)。「30分単位で残業を付けていたが、良くないと初めて知った」(20歳代)などの感想がありました。

全体を通して、「残業という言葉がなくなるような世の中になって欲しい」(20歳代)。「主な労組に発表してもらい大変良かった。生きいきとしていて好感が持てた」(60歳代)などの感想が出されました。今期も担当者会議で年間計画を作り、学習会を継続して安全で安心して働ける職場を目指します。(化学一般労連 榎本光男)

## 2017年度 過労死等防止対策推進シンポジウム 開催予定一覧

\* 時間は開始時間

|        |                 |                   |        |                   |                     |
|--------|-----------------|-------------------|--------|-------------------|---------------------|
| 北海道    | 11月24日(金) 13:30 | 札幌市男共同参画センター      | 滋賀     | 11月25日(土) 13:30   | 大津市勤労福祉センター         |
| 青森     | 11月18日(土) 14:00 | リンクステーションホール青森    | 京都     | 11月17日(金) 13:30   | 池坊短期大学洗心館           |
| 岩手     | 11月28日(火) 13:30 | エポスワールいわて         | 大阪     | 11月2日(木) 14:00    | コングレコンベンションセンター     |
| 宮城     | 11月18日(土) 14:00 | せんだいメディアテーク       | 兵庫     | 11月17日(金) 18:00   | 神戸市産業振興センター         |
| 秋田     | 12月9日(土) 14:00  | 秋田テルサ             | 奈良     | 11月14日(火) 13:30   | 奈良商工会議所             |
| 山形     | 11月14日(火) 13:30 | 遊学館 山形県生涯学習センター   | 和歌山    | 11月29日(水) 13:30   | 和歌山ビック愛             |
| 福島     | 12月2日(土) 14:00  | ビッグバレットふくしま       | 鳥取     | 11月21日(火) 13:00   | 鳥取ワシントンプラザホテル       |
| 茨城     | 11月5日(日) 13:00  | つくば国際会議場          | 鳥根     | 11月22日(水) 13:00   | バルメイト出雲             |
| 栃木     | 11月2日(木) 14:00  | 宇都宮市文化会館          | 岡山     | 11月11日(土) 13:30   | アーケホテル岡山            |
| 群馬     | 11月26日(日) 13:30 | 群馬県公社総合ビル         | 広島     | 11月22日(水) 18:30   | 広島YMCA国際文化センター      |
| 埼玉     | 11月16日(木) 14:00 | 埼玉会館小ホール          | 山口     | 11月24日(金) 14:00   | DREAM SHIP下関生涯学習プラザ |
| 千葉     | 11月18日(土) 14:00 | ホテルプラザ葉の花         | 徳島     | 11月20日(月) 13:30   | とくぎんトモニプラザ          |
| 東京(立川) | 11月6日(月) 17:00  | 立川グランドホテル         | 香川     | 11月30日(木) 13:30   | 香川県社会福祉総合センター       |
| 神奈川    | 11月2日(木) 13:30  | 横浜ランドマークタワー       | 愛媛     | 11月4日(土) 15:10    | 愛媛大学                |
| 新潟     | 11月30日(木) 14:00 | コープシティ花園ガレージホール   | 高知     | 12月2日(土) 13:30    | 高新文化ホール             |
| 富山     | 11月18日(土) 13:30 | 富山県民会館            | 福岡     | 12月10日(日) 13:30   | TKPガーデンシティ天神        |
| 石川     | 11月16日(木) 14:00 | 石川県地場産業振興センター     | 佐賀(終了) | 10月22日(日) 10:00   | メートプラザ佐賀            |
| 福井     | 11月19日(日) 13:30 | 福井まちなか文化施設        | 長崎     | 11月23日(木・祝) 14:00 | 長崎県勤労福祉会館           |
| 山梨     | 11月30日(木) 18:30 | ベルクラシック甲府         | 熊本     | 11月11日(土) 13:30   | TKPガーデンシティ熊本        |
| 長野     | 11月14日(火) 13:00 | J A 長野県ビル         | 大分     | 11月25日(土) 13:30   | 大分商工会議所             |
| 岐阜     | 11月13日(月) 13:30 | ワークプラザ岐阜          | 宮崎     | 11月17日(金) 18:00   | 宮日会館                |
| 静岡     | 11月29日(水) 14:00 | CSA貸会議室レイアップ御幸町ビル | 鹿児島    | 12月2日(土) 13:30    | かごしま県民交流センター        |
| 愛知     | 11月28日(火) 13:30 | 名古屋国際センター別棟       | 沖縄     | 12月7日(木) 15:00    | 沖縄産業支援センター          |
| 三重     | 11月30日(木) 18:00 | 四日市商工会議所          | 東京(中央) | 11月8日(水) 14:00    | イイノホール              |

# 貧困と格差ひろがる要因は何か「貧困と格差問題」学習会

## 板橋・東京「いの健」センター共催

大きな社会問題となっている「貧困と格差問題」をテーマとした学習会を8月31日、「いの健」板橋センターと同東京センターの共催で、板橋区立グリーンホールで開催。156人が参加しました。

講師は、貧困問題のエキスパートとして知られる藤田孝典氏（NPO 法人ほっとプラス代表理事）。自らの体験を通じて、貧困と格差の現状と広がる要因について語りました。同氏によると日本の相対的貧困率は15.6%で OECD 加盟国中6番目に高い数値、特に母子家庭など「ひとり親世帯」の相対的貧困率は50.8%です。しかも就労率は81%と海外と比べても高く、半数がパート・アルバイト等非正規雇用。働いても働いても貧困から抜け出せない構造があると指摘しました。しかし、生活保護を受けている世帯は、母子・父子を併せて約1割。要保護でも支援が受けられていません。企業が低賃金の非正規労働者を増やしたこと、離婚や家庭問題への社会的対応の不備が貧困率を押し上げていると分析しました。

### 働くことに追い込まれる高齢者

若者については、低すぎる所得と結婚できない若者の増加、実家暮らしが29.5%（1980年）から47.6%（2010年）に増加していると指摘。高齢者はさらに深刻で、65歳以上の貧困率は19.4%と OECD 加盟国中4番目に高い数値です。生活保護世帯163万世帯のうち51%が高齢者世帯となっています。さらに生活保護基準相当又はそれ以下の高齢者を「下流老人」といい、部屋に引きこもる、家賃が払えない、医療費がなく通院や入院ができず症状の悪化を招くなどの事例を紹介し、圧倒的に少ない

年金で生活せざるに得ないからだとしています。そのため65歳以上の雇用数は458万にと10年前の2倍となり、働くことに追い込まれる高齢者が増えていることも強調しました。このように多くの世代を貧困に陥れ、格差を広げる背景として国の社会保障政策の後退

や経済成長の依存にあるとし、解決には社会保障費の削減をストップして増額させること、税による再配分の強化が必要などの提言を行いました。



講演する藤田孝典氏

### 貧困は身近に起きている

会場からは、「板橋区の生活保護世帯の高齢者は約14000世帯。単身高齢者が増加している。子どもの保護費削減を狙い、福祉事務所から求人票を持たせハローワークに行かせ就業斡旋を行う」（生活と健康を守る会）、「保護者の生活が厳しく、子どもにも影響している。子どもの安全、成長、生活力をつけて行く必要があり、対応する職員の確保が必要」（板橋区職労）、「板橋区は、就学援助が都内でもトップレベル。朝食や夕食を取らない子どもが増え、子ども食堂が温かい食事を提供している。何といっても給食費を無料化にさせることが重要だ」。などの意見があり、地域の実態を結び他人事ではなく、貧困が身近で起きていることが実感できた学習会でした。（板橋センター 日向寺淳一）

## シリーズ 私の健康法（5）

小林基秀（新聞労連）

### トンビと目が合うパラグライダー

1991年、北海道でパラグライダーを始めました。パラシュートの滑空性能を改良した翼にぶら下がり、上昇気流をつかまえて飛ぶスポーツ。動力はありません。地に足がついていないので、事故やけがのリスクは常にあります。どこが健康法だと叱られそうですが、ストレス発散、つまり心の健康にはこの上なく効果的です。

東京在住の現在は、山梨県・河口湖や静岡県・朝霧高原の山で飛んでいます。上昇気流が強い春に、標高3500mまで上昇したり、50キロ先まで飛んで行

ったりしたこともあります。その爽快感、満足感は何にも代えがたい。一緒に上昇気流内を旋回していたトンビと目が合ったこともあります。



パラグライダーで飛行中に撮影した富士山

上昇気流を見つけれず、あっという間に着陸してしまった日も、同じ趣味の仲間と他愛もないおしゃべりをする事で、「また明日から仕事をしよう」とう気にさせてくれます。

インフォメーション

ストレスチェックの集団分析活用は「衛生委員会審議」  
—平成28年労働安全衛生調査(実態調査)の概要—

厚生労働省は、9月7日、「平成28年労働安全衛生調査」（以下、実態調査）を発表しました。この調査は、周期的にテーマを変えて実施され、事業所が行っている労働災害防止活動や安全衛生教育の実施状況、労働者の仕事や職業生活における不安やストレス、受動喫煙等についての調査を行っています。今回の「実態調査」の有効回答数は、事業所で9,026件、労働者は10,109人です。以下、調査の一部を紹介します。

事業所調査

**<リスクアセスメントに関する事項>**  
リスクアセスメントを実施している事業所の割合は46.5%（H27調査47.5%）となっています。実施内容は「作業に用いる機械による事故防止に関する事項」が63.2%と最も多くなっています。

**<メンタルヘルス対策に関する事項>**  
①メンタルヘルス対策への取り組み状況  
メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は56.6%（27年調査59.7%）となっています。取り組み内容は「労働者のストレス状況などについて調査票を用いて調査（ストレスチェック）が62.3%と最も多く、次いで「労働者への教育研修・情報提供」が38.2%（同42.0%）となっています。  
②ストレスチェックの実施状況

ストレスチェックをした事業所のうち、事業所などの指定した医師等の専門家による面接指導を実施した事業所は33.6%。面談等を実施した労働者の割合階級は「5%未満」が79.9%と最も多く「80%以上100%まで」が9.2%となっています。

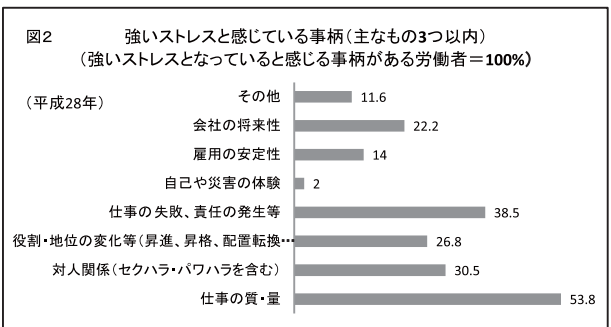
③ストレスチェック結果の集団ごとの分析  
ストレスチェックの結果の集団（部・課など）ご

との分析を実施した事業所の割合は43.8%であり、このうち結果を活用した事業所の割合は、69.2%となっています。活用内容をみると、「衛生委員会での審議」が46.2%と最も多くなっています（図1）。

労働者調査

**<仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項>**

現在の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスとなっていると感じる事柄がある労働者の割合は59.5%（H27年調査55.7%）となっています。強いストレスの内容（3つ以内の複数回答）を見ると「仕事の質・量」（53.8%）が最も多く、次いで「仕事の失敗、責任の発生等」（38.5%）となっています（図2）。



**<相談できる人の有無>**  
仕事や職業生活での不安・悩み・ストレスについて相談できる人がいる労働者の割合は91.9%。相談できる相手（複数回答）をみると「家族・友人」が81.3%、「上司・同僚」が71.3%となっています。  
(編集部)

図1 ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析の実施の有無、活用の有無及び活用内容別事業所割合 (単位%)

| 区分     | 労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて(ストレスチェック)した事業所計1) |     | ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析を実施した |       | 活用内容(複数回答) |          |             |              |            |        | 結果を特に活用していない | 不明     | ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析を実施していない | 不明   |     |
|--------|--------------------------------------------|-----|--------------------------------|-------|------------|----------|-------------|--------------|------------|--------|--------------|--------|-----------------------------------|------|-----|
|        |                                            |     |                                |       | 結果を活用した    | 業務配分の見直し | 人員体制・組織の見直し | 管理監督者向け研修の実施 | 衛生委員会等での審議 | その他    |              |        |                                   |      |     |
| 平成28年度 | [62.3]                                     | 100 | 43.8                           | (100) | (69.2)     | <100.0>  | <21.3>      | <19.8>       | <17.3>     | <46.2> | <33.4>       | (28.1) | 2.7                               | 47.0 | 9.2 |

注：1) [ ]は「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所」のうち「労働者のストレス状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所」の割合である